

～平成30年度税制改正①～

平成30年税制改正内容についての主な項目の概要を記載する。各分野ごとの主な改正項目について簡潔な説明を行うものとする。

(ポイント)

- 平成30年税制改正項目とその簡潔な説明
- 改正項目は多岐にわたる

1.平成30年税制改正

昨年12月に公表された平成30年税制改正大綱の主な項目とその内容を記載する。なお、当該大綱は本年の国会で審議・検討され、可決する方向となっている。審議過程等で内容が変更等される可能性があることに留意が必要である。

(法人課税、国際課税関係で主なもの)

| 項目 | 内容 | 適用 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 賃上げ・生産性向上 | <ul style="list-style-type: none">・大企業:要件①平均給与等支給額の3%以上増加②国内設備投資が減価償却費総額90%以上 →給与等支給増加額の15%の税額控除 さらに教育訓練費20%増の場合、給与等支給増加額の20%の税額控除・中小企業:要件①平均給与等支給額の1.5%以上増加 →給与等支給増加額の15%の税額控除 さらに以下の要件充足で、給与等支給増加額の25%の税額控除 ①平均給与等支給額の2.5%以上増加 ②教育訓練費10%増の場合など・控除上限は法人税額20% | 2018年4月1日から2021年3月31日まで開始の各事業年度 |
| 土地等の固定資産税等の負担調整 | <ul style="list-style-type: none">・市町村の導入促進基本計画適合+労働生産性年平均3%以上向上認定中小企業者等の先進設備等導入計画の一定の機械装置:最初3年間は課税標準を1/2以下(条例) | |
| 恒久的施設関連規定 | <ul style="list-style-type: none">・PE範囲(代理人PE、建設PE等)・保管、展示、引渡等の準備・補助的機能の活動の一定の場所等はPEに含有せず | |
| 外国子会社合算税制等 | <ul style="list-style-type: none">・経済活動基準:株式保有主事業の金融持株会社を事業基準を満たすものとする・合算課税制度の適用対象金額・部分合算課税制度の部分適用対象金額・外国金融子会社等に係る部分合算課税制度・二重課税調整 など | |

(裏面に続く)



～平成30年度税制改正①～

(個人課税・資産税関係で主なもの)

| 項目 | 内容 | 適用 |
|-----------------|---|-----------|
| 所得控除 | ①給与所得控除: 控除額を一律△10万円、年収850万円超:195万円 ②公的年金等控除:控除額を一律△10万円、年金収入1000万円超:控除上限額195万5千円、公的年金以外の合計所得金額1000万円超:△10万円、2000万円超:△20万円 ③基礎控除: 控除額を一律+10万円、所得金額2400万円超から遞減、2500万円超で適用不可 ④所得金額調整控除:年収850万円超居住者で、同一生計内の23歳未満扶養親族、特別障害者控除対象扶養親族ある場合、給与等収入(1000万円超は1000万円)から850万円を控除した額の10%所得金額調整控除 ④青色申告控除: 55万円に引下げ(現65万円) ⑤その他:同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件48万円以下に引上げ(現38万円)など | 2020年～ |
| 森林環境税 | 森林環境税:1000円(市町村が個人住民税均等割と併せ課税) | 2024年～ |
| 事業承継税制特例 | ・非上場株式等に係る贈与税・相続税納税猶予特例 非上場株式全ての課税価格に対応する贈与税又は相続税全額を後継者死亡時まで納税猶予(現:株式2/3、相続税額の8割の納税猶予)など | 2018年1月以降 |
| 一般社団法人等の相続税・贈与税 | ・一般社団法人等に贈与があった場合の贈与税等 個人から一般社団法人等(公益法人、非営利型法人等除く)への財産贈与は贈与税等負担が不当に減少する結果とならないとする要件(役員等に占める親族割合が3分の1以下の定款定めがある等)に非該当で贈与課税など | 2018年4月以降 |

(その他で主なもの)

| 項目 | 内容 | 適用 |
|---------|---|-------------------|
| 国際観光旅客税 | 出国1回1000円:2歳未満の子供、乗継客は除外 | 2019年～ |
| たばこ税 | ①たばこ税率引上げ 2018年10月から2021年10月まで段階的引上げ(1本当たり3円増税) ②加熱式たばこ課税 2018年10月から5年かけて段階的増税 | |
| 電子化促進 | 大法人(資本金1億円超法人等)の法人税、地方法人税、消費税の電子申告義務化など | 2020年4月1日以降開始事業年度 |
| 年末調整電子化 | ・生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等税額控除の年末調整 書面に代えて電磁的方法(電子署名、電子証明書)で可 | |

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(返品調整引当金、長期割賦販売延払基準の廃止)

ご存知のとおり、昨年12月中旬に与党の税制改正大綱が公表された。改正の主な項目や内容は本文で記載させていただいたが、特定業種や個別取引の対応において、実務上対応検討が必要な事項もある。その中で、収益認識会計基準の影響によるものがあり、具体的には返品調整引当金と延払基準の廃止がある。改正内容では、収益認識の金額とタイミングを法令上明確化するとともに、返品調整引当金制度と長期割賦販売等に係る延払基準は経過措置を経て廃止することとされた。収益認識金額やタイミングに関しては、収益認識会計基準を適用する上場会社等に配慮したものとなっているが、当該会計基準の適用対象ではない中小企業に影響を及ぼすことはない方向だ。その反面、返品調整引当金制度や長期割賦販売等に係る延払基準は中小企業も含め例外なく廃止となる。会計上の変更に伴う税務的な対応に留意が必要である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

